

（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全  
上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第二十四条 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に  
関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号）の一部を次  
のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規  
定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第二材料

一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類

規格

(略)

(二) 床根太及び天井根太

(一)に掲げる規格、日本産業規格(以下「JIS」という。)G三三〇二(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)―一九九八に規定する鋼板及び鋼帯の規格、JIS G三三一二(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)―一九九四に規定する鋼板及び鋼帯の規格、JIS G三三二一(溶融五十五%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)―一九九八に規定する鋼板及び鋼帯の規格、JIS G三三二二(塗装溶融五十五%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)―一九九八に規定する鋼板及び鋼帯の規格又はJIS G三三三三(一般構造用溶接軽量H形鋼)―一九九〇に規定する形鋼の規格(鋼材の厚さが二・三ミリメートル以上六ミリメートル以下に係る部分に限る。以下「軽量H形鋼規格」という。)

改正前

第二材料

一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類

規格

(略)

(二) 床根太及び天井根太

(一)に掲げる規格、日本工業規格(以下「JIS」という。)G三三〇二(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)―一九九八に規定する鋼板及び鋼帯の規格、JIS G三三一二(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)―一九九四に規定する鋼板及び鋼帯の規格、JIS G三三二一(溶融五十五%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)―一九九八に規定する鋼板及び鋼帯の規格、JIS G三三二二(塗装溶融五十五%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)―一九九八に規定する鋼板及び鋼帯の規格又はJIS G三三三三(一般構造用溶接軽量H形鋼)―一九九〇に規定する形鋼の規格(鋼材の厚さが二・三ミリメートル以上六ミリメートル以下に係る部分に限る。以下「軽量H形鋼規格」という。)

二  
四  
略

二  
四  
略

（構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件の一部改正）

第二十五条 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 各階の張り間方向及び桁行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表二の耐力壁の種類に掲げる区分に応じた当該耐力壁の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、次の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表一

耐力壁の種類	倍率
緊結の方法	

改正前

第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表二の耐力壁の種類に掲げる区分に応じた当該耐力壁の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、次の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表一

耐力壁の種類	倍率
緊結の方法	

(一)													
<p>構造用合板若しくは化粧合板若しくは構造用合板（合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号。以下「合板規格」という。）に規定する種類又は一類（屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。））に用いる場合は特類に限る。）をいう。以下「構造用合板等」という。）のうち厚さ七・五ミリメートル以上の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、構造用パネル（構</p>													
	<p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1276 616 1418 739">の種類の</td> <td data-bbox="1276 616 1418 739">はねじ</td> <td data-bbox="1276 616 1418 739">くぎ又</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 739 1418 862">の本数の</td> <td data-bbox="1276 739 1418 862">はねじ</td> <td data-bbox="1276 739 1418 862">くぎ又</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 862 1418 985">の間隔の</td> <td data-bbox="1276 862 1418 985">はねじ</td> <td data-bbox="1276 862 1418 985">くぎ又</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 985 1418 1102"></td> <td data-bbox="1276 985 1418 1102"></td> <td data-bbox="1276 985 1418 1102"></td> </tr> </table>	の種類の	はねじ	くぎ又	の本数の	はねじ	くぎ又	の間隔の	はねじ	くぎ又			
の種類の	はねじ	くぎ又											
の本数の	はねじ	くぎ又											
の間隔の	はねじ	くぎ又											

(一)													
<p>構造用合板若しくは化粧合板若しくは構造用合板（合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号。以下「合板規格」という。）に規定する種類又は一類（屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。））に用いる場合は特類に限る。）をいう。以下「構造用合板等」という。）のうち厚さ七・五ミリメートル以上の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、構造用パネル（構</p>													
	<p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1276 1529 1418 1653">の種類の</td> <td data-bbox="1276 1529 1418 1653">はねじ</td> <td data-bbox="1276 1529 1418 1653">くぎ又</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 1653 1418 1776">の本数の</td> <td data-bbox="1276 1653 1418 1776">はねじ</td> <td data-bbox="1276 1653 1418 1776">くぎ又</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 1776 1418 1899">の間隔の</td> <td data-bbox="1276 1776 1418 1899">はねじ</td> <td data-bbox="1276 1776 1418 1899">くぎ又</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 1899 1418 2016"></td> <td data-bbox="1276 1899 1418 2016"></td> <td data-bbox="1276 1899 1418 2016"></td> </tr> </table>	の種類の	はねじ	くぎ又	の本数の	はねじ	くぎ又	の間隔の	はねじ	くぎ又			
の種類の	はねじ	くぎ又											
の本数の	はねじ	くぎ又											
の間隔の	はねじ	くぎ又											

造用パネルの日本農  
林規格（昭和六十二  
年農林水産省告示第  
三百六十号。以下「  
構造用パネル規格」  
という。）に規定す  
る一級、二級、三級  
又は四級をいう。表  
一―二(四)及び(七)に  
おいて同じ。)、ハー  
ドボード（日本産業  
規格（以下「JIS  
」という。）A五九  
〇五（繊維板）―一  
九九四に規定するハ  
ードファイバーボー  
ドの三五タイプ又は  
四五タイプをいう。  
以下同じ。）のうち  
厚さ七ミリメートル  
以上のもの又はパー  
テイクルボード（J  
IS A五九〇八（  
パーティクルボード  
）―一九九四に規定  
する一八タイプ、一  
三タイプ、二四―一  
〇タイプ、一七・五  
―一〇・五タイプ又は  
三〇―一五タイプ

造用パネルの日本農  
林規格（昭和六十二  
年農林水産省告示第  
三百六十号。以下「  
構造用パネル規格」  
という。）に規定す  
る一級、二級、三級  
又は四級をいう。表  
一―二(四)及び(七)に  
おいて同じ。)、ハー  
ドボード（日本工業  
規格（以下「JIS  
」という。）A五九  
〇五（繊維板）―一  
九九四に規定するハ  
ードファイバーボー  
ドの三五タイプ又は  
四五タイプをいう。  
以下同じ。）のうち  
厚さ七ミリメートル  
以上のもの又はパー  
テイクルボード（J  
IS A五九〇八（  
パーティクルボード  
）―一九九四に規定  
する一八タイプ、一  
三タイプ、二四―一  
〇タイプ、一七・五  
―一〇・五タイプ又は  
三〇―一五タイプ

<p>表一―二―表三 (略) 六〇十六 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>をいう。以下同じ。        )のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>
<p>表一―二―表三 (略) 六〇十六 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>をいう。以下同じ。        )のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>